

2024年1月3日

生命保険協会
会長 清水 博

「令和6年能登半島地震」により被災された皆さまへ

この度の「令和6年能登半島地震」により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。生命保険協会では、本日付で大規模災害対策本部を設置し、今回の災害への対応方針を以下のとおり決定いたしました。

- 被災された方に一刻も早くご安心いただけるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと
- 会員会社による被災された契約者等への対応（被災された契約者等の安否確認、保険金等の支払手続き等のご案内、迅速な保険金等の支払い等）を積極的に支援すること

本方針の下、以下の対応策を実施いたします。

1. 災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約についての以下の特別取扱い
 - ・ 保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）
 - ・ 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い
2. 災害時における生命保険契約照会制度の実施
3. お見舞い広告や当会ホームページによる、上記取扱いや各社におけるお客さまからの相談窓口等の情報提供

生命保険業界は、これらの対応策の実施とともに、今後も皆さまからのお問い合わせやご照会に親身にお応えし、被災された方々に一刻も早くご安心いただけるよう全力で支援してまいります。

被災地の皆さまの安全と被災地域の一日も早い復興を心より祈願しております。

以上